

ヘイトが違法になるとき

——ヘイトスピーチ解消法制定をめぐる政治過程——

徳島大学 樋口直人

1 目的

ヘイトスピーチという言葉は 2013 年に新語・流行語大賞トップテンに入り、2016 年にはヘイトスピーチ解消法の制定という形で立法化した。これは日本初の反人種差別を謳った法律であり、急速な立法化は関係者の間でも驚きを持って迎えられた。きわめて保守的な安倍政権の元で、なぜ法制定が可能になったのか。この報告の目的は、政策過程論の枠組みを用いて上記の問いに答えることにある。

2 方法

報告で用いる主なデータは、ヘイトスピーチ解消法に関わった与野党の国会議員や各種団体への聞き取り調査結果である。それに加えて三大紙+日経、政党の機関紙・誌、団体の機関誌の関連記事も体系的に収集し、政治過程を捉えられるようにしてある。

3 結果

Kingdon は、議題設定、政策案、政治の順に政策過程が進展するとし、この枠組みをヘイトスピーチ解消法に適用すると以下ようになる。①議題設定に際しては、在日特権を許さない市民の会への対抗運動（カウンター）と民進党議員が大きな役割を果たした。②それを具体的な政策案にする際には、まず民進党と人権運動・マイノリティ運動（民団）が「人種差別禁止」の法案を掲げた。それに対して、公明党は「ヘイトスピーチ対策」法案へと対象・効果を限定している。③政治の段階では、公明党と自民党がさらに内容を限定したヘイトスピーチ解消法案を上程した。マイノリティ運動は、一連の過程で自民党へのアクセスに失敗しており、自民党は市民社会との接点を持たなかった。

これらは一方で、Kingdon がいうように相対的に独立して作動した。その結果、②で当初出された野党案とは距離がある内容の法律制定に至ったと思われる。他方で、①と②を民進党がつなぎ、②と③を公明党がつなぎ蝶番の役割を果たすことで、政策過程が進展した。進展過程において、民進党や公明党のような蝶番プレイヤーが介在することで、政策決定の外部（カウンター）から中核（自民党）へのリレーがなされている。こうした蝶番プレイヤーが複数存在することで、①だけなら安倍政権下での立法化が難しかった対ヘイトスピーチ政策が、③にまで到達し日の目を見るに至ったと考えられる。

4 結論

しかしこれだけでは、積極的に取り組む議員が皆無の自民党が法制化に動いた理由の説明として十分ではない。強いて言えば、公明党以外にも以下のような推進要因があったことが、この問題の特徴となる。①ヘイトスピーチという用語の新奇性がニュースバリューをもたらし継続的に報道された、②韓国政府・議員から「慰安婦」問題に次ぐ懸案として提示され続けた、③オリンピック関連で人権状況への取り組みで成果を出す必要があった。これらは弱いながらも広範な政治的インプットとなり、それが安倍政権下でのアウトプットをもたらしたというのが、暫定的な結論となる。

文献

Jenness V. and R. Grattet, 2001, *Making Hate a Crime: From Social Movement to Law Enforcement*, Russell Sage Foundation.

Kingdon, J. W., 1995, *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, second ed., Harper Collins College.